

検査機器貸出要領

(趣旨)

第1 この要領は、検査機器貸出事業（以下「事業」という。）における検査機器の貸出について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 本事業は、公共事業の品質確保や既設構造物の維持管理に伴う点検確認等の充実を図ることを目的とする。

(利用者)

第3 本事業の利用者は、群馬県職員及び県内市町村職員とし、他者への又貸しは禁止するものとする。ただし、県及び県内市町村から業務委託された者については、監督員の責任において適切な管理をすることを条件に、これを認めるものとする。

(貸出契約)

第4 貸出契約は、別紙「検査機器借用申請書」をもって貸出契約するものとする。
なお、申請書には、貸出機器名、数量、貸出期間を明記するものとする。

(貸出期間)

第5 貸出期間は1週間以内とし、使用後は速やかに返却するものとする。

(貸出料)

第6 貸出料は無料とする。

(貸出条件)

第7 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、第3のただし書きを除き、群馬県職員及び県内市町村職員以外の者に利用させてはならない。
- (2) この機器を営利目的に利用してはならない。
- (3) 利用者は、第2に掲げる目的以外に使用してはならない。なお、目的以外の使用で公益性があると認められる場合は、その都度協議するものとする。
- (4) 利用者の瑕疵により機器の損傷若しくは紛失したときは、弁償しなければならない。
- (5) 機器を利用して知り得た情報や検査結果の優劣について、建設技術センターは一切の責任を負わないものとする。
- (6) 機器貸出中に事故が起こった場合、建設技術センターは一切の責任を負わないものとする。
- (7) この要領に違反したと認めるときは、利用期間にかかわらず、指定する日時に返却しなければならない。

(附則)

この要領は、平成21年6月1日から施行する。